

次期健康増進・食育推進計画及び自殺対策計画の概要（案）

1 計画の策定方針

現在の計画を基本とし、国や埼玉県的重要施策と整合を図りつつ、アンケート調査の結果及び各種統計による市民の現状と課題の改善を目指す計画とします。

また、心身の健康づくりと自殺対策は深く関係することから、一体的に推進するべきものと考え、現在の健康増進・食育推進計画と自殺対策計画を一つに合わせた計画として策定します。

2 位置づけ

○健康増進・食育推進計画

・「健康増進法」第8条第2項に基づく健康増進計画及び「食育基本法」第18条第1項に基づく食育推進計画として位置づけているものです。

・国の「健康日本21（第3次）」及び県の「健康長寿計画（第3次）」と整合を図ります。

・国の「食育基本推進計画（第4次）」及び県の「埼玉県食育推進計画（第5次）」と整合性を図ります。

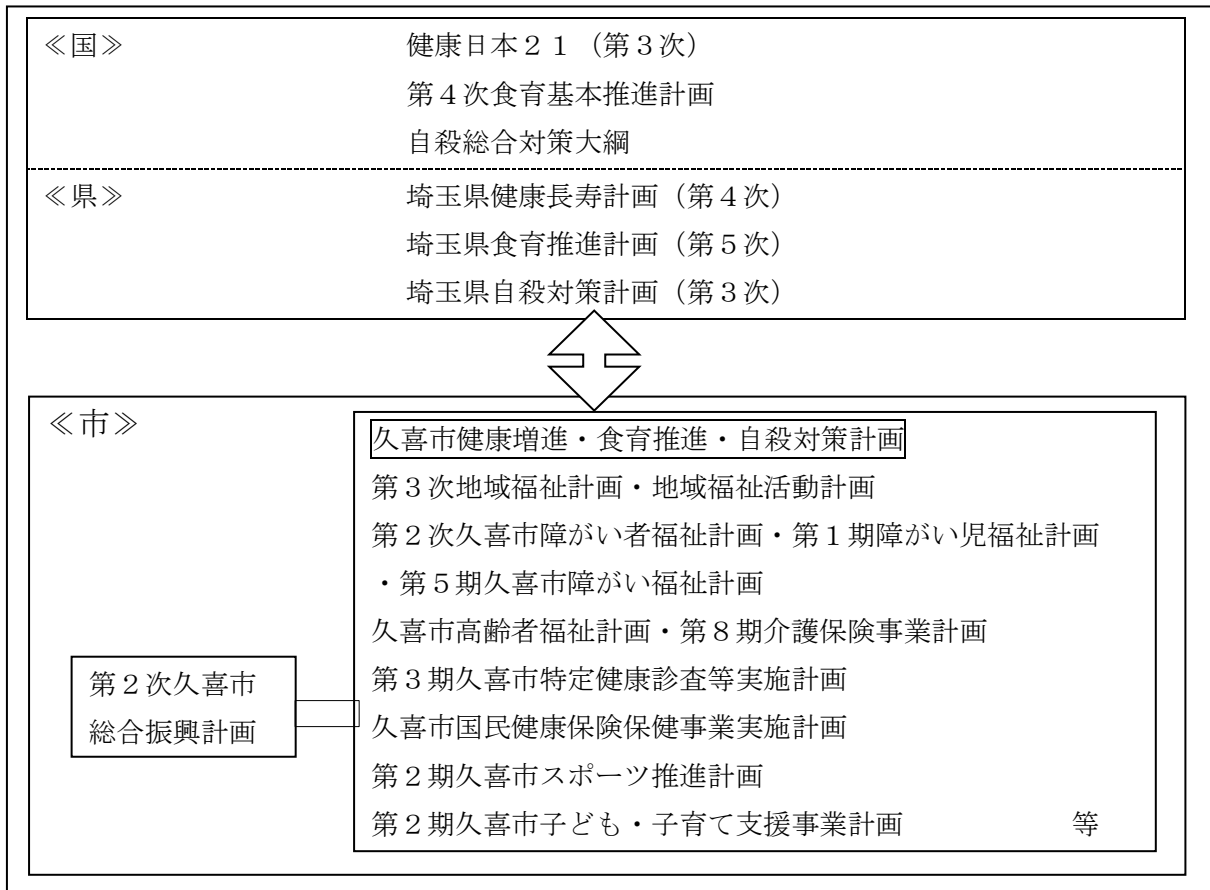
○自殺対策計画

・「自殺対策基本法」第13条第2項に基づく自殺対策計画として位置づけているものです。

・国の「自殺総合対策大綱」及び県の「自殺対策計画（第3次）」と整合を図ります。

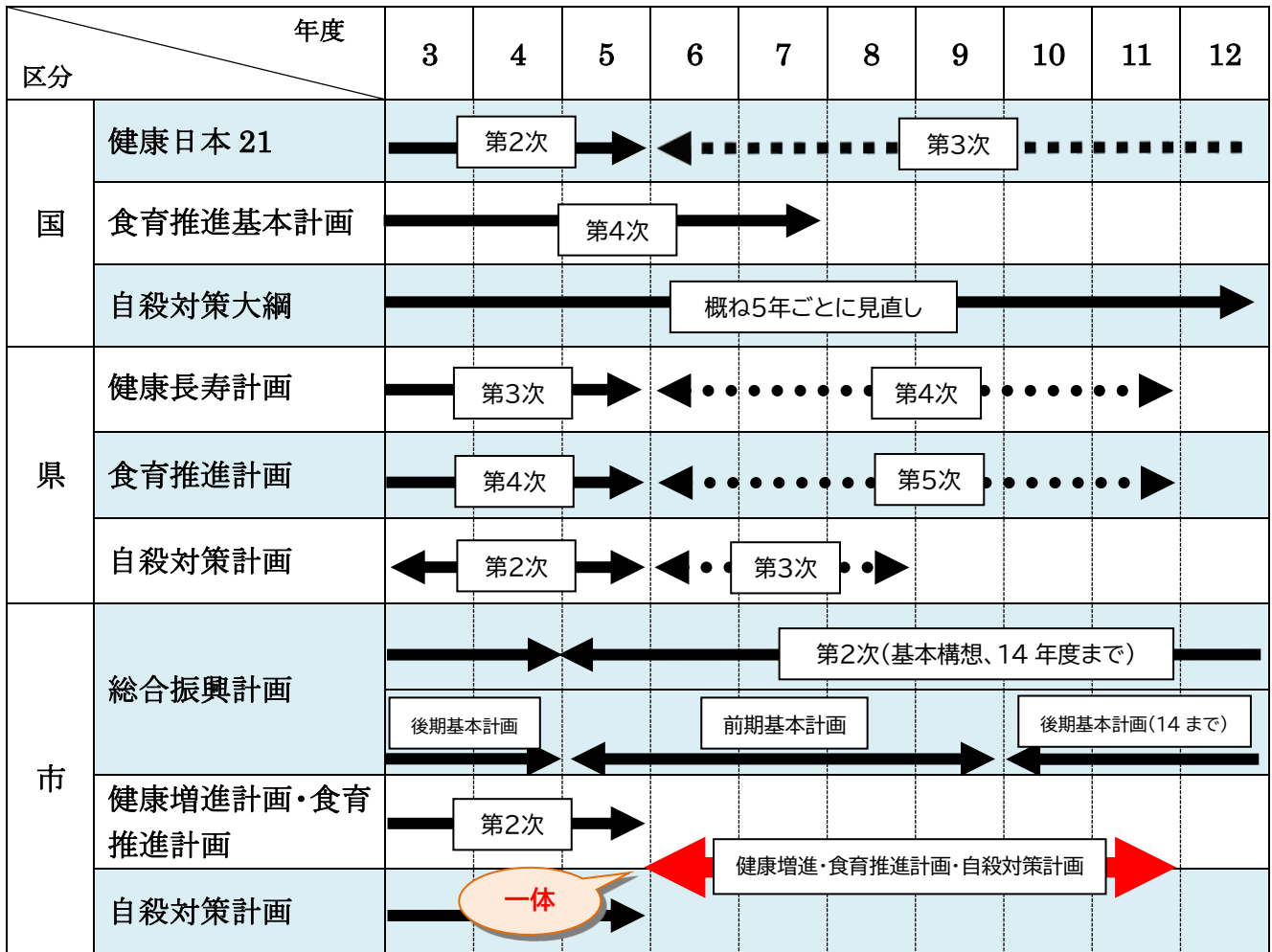
○市計画との関係

・健康づくり、食育及び自殺対策に関する各種計画と整合を図ります。



3 計画期間

令和6年度から令和11年度までとします。



○次期計画の構成（案）

健康増進・食育推進計画・自殺対策計画			
第1章 計画策定にあたって			
第2章 久喜市の現状と課題			
第3章 計画のめざすところ（基本理念・基本方針、計画の体系等）			
第4章	健康増進計画	基本目標	取組みの方向性
第5章	食育推進計画	基本目標	取組みの方向性
第6章	自殺対策計画	基本目標	取組みの方向性
第7章 計画の推進と評価			
資料編			